

京都市告示第 98 号

京都市市民防災センターの指定管理者である一般財団法人京都市防災協会から、京都市市民防災センターの臨時休所について、京都市市民防災センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 2 年 5 月 1 日

京都市長 門川 大作

臨時に休所する日

令和 2 年 5 月 7 日（木）から令和 2 年 5 月 31 日（日）まで

（理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため

（消防局総務部総務課）